

令和3年11月26日

西原町立小中学校 校長 殿
スポーツ少年団等 代表者 殿

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
【公印省略】

12月1日（水）以降の部活動（スポーツ少年団等含む）について

沖縄県教育委員会は県立学校に対し「沖縄県対処方針変更に伴う11月25日以降の県立学校の部活動について（通知）」（教保第1362号 令和3年11月25日付け）が発出されたことを受けて、本町でも部活動について下記の通りとします。

つきましては、児童生徒、保護者、スポーツ少年団等及び部活動顧問への周知を図って頂き、保護者の理解・協力の下、感染症対策を講じた上で部活動を実施して頂きますよう宜しくお願いします。

記

1 12月1日（水）以降の部活動について

(1) 平日2時間程度・土日祝日は3時間程度の練習とする。

準備・片づけ・清掃・ミーティング等の時間は含まないが、その際は、不織布マスクを着用するなど感染症対策を講じること。※ミーティングは密室を避け、短時間で終了すること。

- ・感染症対策を講じた上で、練習試合や合同練習を行うことができる。但し、移動時の感染症対策も十分に講じること。
- ・土日祝日は、昼食を挟むことのないよう時間を設定すること。
- ・屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。
- ・「地域の感染レベル1」の学校においては、同居家族に風邪症状がみられる場合でも、児童生徒や指導者本人の健康状態が良好であれば参加できる。

(2) 大会参加についての確認事項

- ・陽性または濃厚接触者となった選手・職員（スポーツ少年団等指導者）については、保健所が指定する解除日まで、大会に参加はできない。
- ・出席停止、学級・学年閉鎖等に該当する児童生徒で、接触者とされなかった児童生徒は、その保護者と感染症対策について相談した上で、大会の参加も認める。しかし、その児童生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、部活動の練習に参加できない。

2 部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- (1) 日常的に保護者と連携し、日々の検温、健康観察を徹底すること。
- (2) 部活動参加について、児童生徒と保護者の意向を尊重し、強制しないこと。
- (3) 部活動前後の集団での飲食等を控えること。（部室、更衣室等含む）
- (4) ワクチン接種について、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。

3 突発的な発熱・体調不調者への対応について

練習や大会において児童生徒に任せることなく、保護者・部活動顧問・スポーツ少年団等指導者・関係者は連携を密に行い、常に実施状況を把握し緊急時の対応に備えておくこと。